

[平成 28 年第 5 回定例会－12 月 05 日-02 号]

◆ 21 番（芝田一君）（登壇）おはようございます。公明党堺市議団の芝田一でございます。会派を代表して、議案に対して質問をさせていただきます。

最初に、議案第 118 号堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について質問させていただきます。

まず、今条例制定の背景と目的についてお示してください。

次に、本条例は手話言語の普及と障害者のコミュニケーションの手法の利用を促進する内容の二本立てになっているようですが、どのような理由で 1 つにまとめられたのか、お答えください。

また、この点に絞って、他自治体制定の条例状況についてもお聞かせください。

また、事前にパブリックコメントを実施されましたが、どのような意見があったのか、お答えください。

次に、議案第 119 号堺市公園条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

今回質問する議案は堺市公園条例の一部改正のうちの民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する選定事業により整備等を行う公園等について、指定管理者にその管理を行わせる場合においては、同法第 8 条第 1 項の規定により選定した民間事業者を指定管理者に指定することができる内容であります。

今回選定による民間事業者による原山公園再整備運営は、我が会派が強く要望した新たな公民連携による P F I 手法を取り入れたもので、大いに評価させていただきます。

そこでお尋ねいたします。まず、今事業の全体像について、そして原山公園再整備運営事業を実施するにおいて新たな公民連携の P F I 手法を取り入れた本市の狙いと、どのような効果を創出するのか、お示してください。

次に、今公園のコンセプトは、子どもから高齢者まで誰もが健康づくりを楽しむきっかけをつくる公園で、公園内には屋内・屋外プールやさまざまな施設が整備される計画とのこと。しかし、施設配置図を見れば、公園内駐車場は 1 カ所のみであります。当局に確認すれば、駐車台数は 260 台とのことであります。

そこで確認させていただきますが、ピーク時の公園全ての来場者はどれぐらい予想されるのか、最寄りの榎・美木多駅からの動線や駐車受け入れ体制は大丈夫なのか、この件に関して当局の認識と対応についてもお聞かせください。

先月 22 日の記者会見において竹山市長は、来年 50 周年を迎える泉北ニュータウンのにぎわいの核となる公園を再整備すると、この公園整備に対して大きな意気込みと決意を述べられました。

そこでお尋ねいたします。この再整備が泉北ニュータウンのにぎわいの核になり、活性化に結びつくのか、お示してください。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（吉川守君） これより答弁を求めます。

◎健康福祉局長（小椋啓子君） 堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について御答弁申し上げます。

まず背景といたしましては、平成18年に国際連合で採択され、平成26年に日本も批准しました障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において手話が言語であると位置づけられるとともに、全ての障害者の情報取得やコミュニケーション手段の利用機会の確保を図る旨が定められました。

一方で、障害者団体等からも要望が寄せられており、そのような状況の中、市としての条例の制定について検討を行ってきたところでございます。

次に、目的でございますが、本条例を制定することにより手話を言語として位置づけ、市民等に対する手話への理解促進や普及を図るとともに、手話だけでなく広く障害者の情報取得及びコミュニケーション手段の利用を促進していくことを目的として制定するものでございます。

次に、手話とその他のコミュニケーション手段に関する内容を1つの条例にまとめた理由についてでございますが、本市の第4次障害者長期計画におきまして、情報提供の充実に係る施策の方向性として、手話に限らず全ての障害者への情報提供の保障を定めております。

また、障害者団体等へのヒアリングや市の附属機関である堺市障害者施策推進協議会から手話に限らず全ての障害者の情報取得やコミュニケーション手段の利用促進を盛り込んでほしいとの御意見をいただいたことなども踏まえ、全ての障害者の情報保障やコミュニケーション手段の利用を促進する条例とするものでございます。

ほかの自治体の状況でございますが、手話を言語とする条例を制定しているのは現時点で55自治体でございます。そのうち手話以外の障害者のコミュニケーション手段も包括した条例を制定しているのは5自治体であり、政令市では本市が初めてとなる予定でございます。

次に、パブリックコメントにおきましては93人の方から233件の御意見をいただきました。主な内容としましては、長年待ち望んでいた条例ができることを評価する御意見をいただいたほか、手話講習会の開催や手話の普及啓発についての御要望など、市の具体的な施策に関する御意見を多くいただきました。

また、施策の推進方針を策定する場合や実施状況を確認する場合などに、より多くの障害者の意見を聞いてほしいといった御意見をいただいております。以上でございます。

◎建設局長（中辻益治君） 原山公園再整備運営事業の全体像及び狙いと効果、泉北ニュータウンの活性化についてですが、お答えします。

本事業の目的は、原山公園の活性化と母・美木多駅周辺のにぎわいの創出に寄与し、もって泉北ニュータウンの再生に資することであり、再整備により新たにニーズの高い

スライダープールを備えた屋外プールや、温水プールを備えた屋内施設を設置するなど、魅力あふれる施設の整備を行います。

また、広場、憩いの森、緑道などでイベントの開催や自然体験、健康ウォーキングなどを行うことにより公園を一体的に活用します。

P F I手法を取り入れた狙いと効果についてでございますが、P F I手法を導入することにより民間のノウハウの活用、低廉かつ良質な公共サービスの提供、長期契約による安定的な管理運営を狙いとして、市民により質の高いサービスを提供することができ、原山公園の持つ機能を最大限に発揮する効果を創出します。

今回の新たな手法により、さらに民間のノウハウが発揮され、利用者のニーズに合ったサービスを提供することにより利用者が増大し、利用料金の増収が見込まれ、公共の投資がなく、それを原資に新たな施設への投資につながる効果も期待しております。

次に、来場者と駅からの動線などについてですが、ピーク時は夏の屋外プール運営時期で約6,000人を想定しております。駅からの動線につきましては、歩行者が安全・安心に通行できるよう関係機関や関係部局と協議・調整してまいります。

また、車での来場者対策につきましては、公園に設置する駐車場のほか、榎・美木多駅周辺の駐車場も利用していただきたいと思いますと考えております。

次に、泉北ニュータウンの活性化についてでございますが、公園を再整備することにあわせて、公園全体を管理運営するパークマネジメントの手法を用いて榎・美木多駅周辺と連続したにぎわいの創出、地域住民の交流促進、子育て世代の流入促進、まちのイメージアップによる定住人口増加への寄与を図り、泉北ニュータウンの活性化に資するものでございます。以上でございます。

◆ 21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川守君） 21番芝田一議員。

◆ 21番（芝田一君） 御答弁ありがとうございます。まず、議案第118号堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について2回目の質問をさせていただきます。

本条例案は、以前より我が会派、他会派からも早期の制定を要望させていただいており、今回提案されたことについては大いに評価させていただきます。平成25年の鳥取県、北海道石狩市を皮切りに各自治体に同様の条例が制定されています。御答弁では手話を言語とする内容と、手話以外の障害者のコミュニケーション手段をも包括した内容の条例について他自治体の制定状況もお聞きしました。この点については我が会派も要望しておりますので評価いたしますが、大事なことは二本立ての個々の内容であります。

また、パブリックコメントについては評価する意見とともに、手話講習会の開催や手話の普及啓発についての意見など、市の具体的な施策に関する意見を多くいただいたとのことあります。

それでは、内容について議論を進めますが、今条例案が平成28年4月施行の障害者差

別解消法と整合性はとれているのか、また、合理的配慮は提供されるのか、お答えください。

◎健康福祉局長（小椋啓子君） 本年4月に施行されました障害者差別解消法では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としております。本条例におきましては同法の趣旨に鑑み、手話への理解を促進し、手話を初めとする多様なコミュニケーションのための手段を利用しやすい環境を整備することにより共生社会の実現をめざすものでございます。

また、手話やその他のコミュニケーション手段を確保することも意思疎通に係る合理的配慮の1つであり、本条例において合理的配慮の定義を定めるとともに、障害者が必要なコミュニケーション手段を利用できるよう、市の責務、市民の役割、事業者の役割などを定めているところでございます。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川守君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 障害者差別解消法との関連性については、本条例において合理的配慮の定義を定めるとともに、障害者が必要なコミュニケーション手段を利用できるよう市の責務、市民の役割、事業者の役割などを定めているとのことであります。

そこで具体的事案が重要になってまいります。本条例は4月施行予定であります。各部署において起こるべく事案に対して、しかるべき予算措置が担保されているのか、関係者や市民は今から不安されてると聞き及んでおります。その点についてお答えください。

◎健康福祉局長（小椋啓子君） 本市におきましては、これまでも障害者のコミュニケーション支援に関するさまざまな施策を行ってきたところでございますが、本条例が制定された際には、庁内の関係部局と十分に連携を図りながら、さらなる充実を図っていきたいと考えております。条例の理念を実現するため、必要な予算の確保に努めますとともに、実効性のある施策を展開していきたいと考えております。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川守君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） 最後に要望を申し上げます。このような条例を先進的に取り組んだ鳥取県の平井伸治知事は、行政として条例制定するだけではなく、予算を確保し、取り組みを進めることが大事であると言われております。原課での対応においてきちんと予算措置をしないと市民にとって御迷惑をかけることとなりますので、御答弁にありました庁内の関係部局と十分に連携を図り、必要な予算の確保に努め、実効性のある施策を展開していただくよう要望いたします。

ここで明石市の取り組みを紹介いたします。昨年4月施行の条例において必要な財政上の措置を講ずることも条例に明記しております。条例施行後には手話通訳者・要約筆者派遣事業実施要綱見直しや対象範囲の拡大、報酬額の見直しなど、さらに、その年9月の補正措置でタブレット端末による聴覚障害者支援や図書館におけるサービス拡充、市後援

行事の情報保障に必要な費用助成を推進しております。ぜひとも条例制定と予算確保が連動するよう強く要望いたしまして、この議案の質問を終わります。

次に、議案第119号であります。御答弁ありがとうございました。原山公園再整備運営において、PFI手法導入の狙いと効果については民間のノウハウを活用、低廉かつ良質な公共サービスの提供、長期契約による安定的な管理運営を挙げられました。そして、今回の手法は今までと違い、民間のノウハウがさらに発揮され、利用料金の増収が施設等への再投資につながります。つまり新たな公園機能の充実を図り、公共の持ち出しが圧縮できる効果が期待できる手法のパークマネジメントである。そのことを重視し、我が会派は要望してきたわけであります。

また、竹山市長の言われた泉北ニュータウンのにぎわいの核、活性化については、榎・美木多駅周辺と連続したにぎわいの創出、地域住民の交流促進、子育て世代の流入促進、子育て、ごめんなさい、まちのイメージアップによる定住人口増加への寄与を図り、泉北ニュータウンの活性化に資するとの答弁でありました。ハードルをすごく上げられてるかなというように思いますが、期待の効果の大きさを確認をした次第であります。

また、先月30日に実施されました実施方針等に関する説明会には多くの参加者があり、盛況であったと聞き及んでおります。

それでは、資料1をお願いいたします。これは原山公園の施設配置イメージであります。先ほど質疑をさせていただきましたように、この赤い、ここの部分が駐車場ということで、水上デッキというか、ため池の上に、ここが260台ということでございます。そして、あの上のほうですね、榎・美木多駅をちょっと指していただけますか、泉北高速の榎・美木多駅はこの辺。この辺の駐車場を確保するような御意見がありますが。

次に質問させていただきますが、榎・美木多駅からの動線や駐車受け入れ体制についての再度お聞きいたしますが、御答弁では夏のピーク時は6,000人を予想しているとのこと。車を駐車できない、また何時間待ちで駐車するようなことになれば、利用者や市民はこの公園や施設から遠ざかり、二度と来場されないのではないかと、そのように考えております。

そこでお尋ねいたします。車ででの来場は相当な数と思われませんが、周辺エリアにどれだけの駐車スペースを確保する計画なのか、対応についてお聞かせください。

◎建設局長（中辻益治君） 公共交通機関の利用を促進するとともに、公園駐車場で不足分の対応につきましては南区の駐車場や駅周辺の民間駐車場を利用いただき、また、新たな駐車場の設置や西原公園グラウンドを臨時駐車場として活用することも検討してまいります。以上でございます。

◆21番（芝田一君） 議長。

○議長（吉川守君） 21番芝田一議員。

◆21番（芝田一君） それでは、資料1をもう一度。御答弁内容では公園駐車場で賄えない分を南区役所の駐車場、いわゆる先ほどの榎・美木多駅のまだ西側のほうになるんで

すかね、や駅周辺の民間駐車場、そして新たな駐車場設置や西原公園グラウンドを臨時駐車場にするとのことでもあります。

しかし、既存の大型民間駐車場も1つであるということで、それも柵・美木多駅ということで、関係者に確認したところ、1カ所で260台で定期契約が約百四、五十台ということで、実際これで引いても100台。そして、この夏のピーク時というのは、いわゆる行楽というか、家族連れが駅を利用して、また泉北高速で、また大阪のほうにも行くということになれば、この100台もとり合いというような状況かなというふうに思っております。

また、臨時駐車場の西原公園は柵・美木多駅の反対、西側のほうですよ、ここに臨時駐車場を置くというのは到底、私はこの対応では駐車場確保問題の不安は解消されないのではないか、そういうふうに思います。というのは、この原山公園の施設の、どっちかといえば地図の南側には民間駐車場がほとんどないというふうに聞き及んでおりますので、この辺も対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

いつまでも利用され、愛され、にぎわいの核になるには、この課題を解決することは避けて通れないわけであります。竹山市長の先ほど引用させていただきましたけども、原山公園に対する強い思い、効果の期待は相当大きく、その効果の期待が裏切られることなく実現してこそ、泉北ニュータウンの活性化に結びつくわけであります。

そして今回議論できませんでしたが、この問題とは別の課題にも今後しっかり対応していただければ、この泉北ニュータウンの活性化、またこういった新たな手法で取り組む原山公園の再整備運営事業が大変厳しい結果になるんではと、今から不安視をしてるわけであります。そういった意味ではしっかり新たな民間連携のPFI手法を取り入れていただいたわけでありますので、民間の提案をしっかり吟味をしながら選定していただくわけでありますが、しかし、やはり公、行政、堺市の責任は最後までついて回りますので、民間、その事業者との一体不二の関係で、しっかりここはこの泉北ニュータウンの再生に結びつくような整備をお願ひすることを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。